

平成30年度4月1日時点 階層別の利用者の人数及び人数の構成割合について

支給認定 区分	自治体 階層	自治体階層の区分	児童数 (人)	人数の 構成割合	推定世帯年収※ (単位:万円) 下限～上限		
2号	A	生活保護世帯	153	3.7%	－		－
	B1	市民税非課税世帯(母子等)	377	9.1%	－		－
	B2	市民税非課税世帯(その他)	291	7.1%	－		約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	128	3.1%	約261	～	約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	229	5.6%	約261	～	約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	174	4.2%	約331	～	約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	222	5.4%	約371	～	約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	223	5.4%	約421	～	約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	503	12.2%	約471	～	約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	477	11.6%	約551	～	約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	608	14.7%	約641	～	約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	337	8.2%	約797	～	約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	248	6.0%	約931	～	約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	149	3.6%	約1,131	～	
	階層未決定	－	5	0.1%			
小計			4,124	100%			
3号	A	生活保護世帯	86	2.4%	－		－
	B1	市民税非課税世帯(母子等)	144	4.0%	－		－
	B2	市民税非課税世帯(その他)	280	7.8%	－		約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	63	1.7%	約261	～	約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	244	6.8%	約261	～	約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	176	4.9%	約331	～	約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	230	6.4%	約371	～	約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	245	6.8%	約421	～	約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	534	14.8%	約471	～	約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	488	13.5%	約551	～	約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	582	16.1%	約641	～	約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	307	8.5%	約797	～	約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	156	4.3%	約931	～	約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	68	1.9%	約1,131	～	
	階層未決定		2	0.1%			
小計			3,605	100.0%			
合計			7,729	－			

※推定世帯年収はあくまで目安です。

平成29年度「2号・3号認定子ども」の保育料について(阪神間各市)

平成31年10月以降 2号認定及び3号認定のうち住民税非課税世帯の利用者負担額は無償化となる。

Ⅰ 2号認定子どもの保育料

尼崎市			神戸市			西宮市			芦屋市			宝塚市			伊丹市			川西市			三田市								
階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	3歳児		4歳以上児		階層区分	3歳児		4歳以上児		階層区分	3歳児		4歳以上児	
																標準時間	短時間	標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	1 生活保護	0	0	0	0	A 生活保護	0	0	0	0	A 生活保護	0	0	0	0
B1 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	B市民税非課税世帯(母子等)	0	0	B1 市民税非課税世帯(母子・父子等)	0	0	B市民税所得割非課税世帯(母子等)	0	0	B0 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	2-1 市民税非課税世帯(児扶手・障害等)	0	0	0	0	B 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	0	0	B 市民税非課税世帯(その他)	0	0	0	0
B2 市民税非課税世帯(その他)	3,900	3,900	B 市民税非課税世帯(その他)	3,700	3,700	B2 市民税非課税世帯(その他)	3,000	3,000	B 同(その他)	5,000	4,900	B1 市民税非課税世帯(その他)	4,800	4,700	2-2 同(その他)	5,000	5,000	5,000	5,000	B 市民税非課税世帯(その他)	4,100	4,100	4,100	4,100	B 市民税非課税世帯(その他)	4,500	4,400	4,500	4,400
															3-1 市民税均等割のみ	10,000	9,900	10,000	9,900					C1 所得割非課税世帯(均等割のみ母子等)	4,750	4,650	4,750	4,650	
																								C1 市民税所得割非課税世帯(均等割のみその他)	10,500	10,300	10,500	10,300	
																								C2 市民税所得割非課税世帯(均等割のみその他)	6,000	6,000	6,000	6,000	
C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	3,900	3,900	C 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	5,100	5,100	C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	4,400	4,300	C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	4,500	4,400	D1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	6,300	6,100	3-2 同(その他)	6,000	6,000	6,000	6,000	C 市民税所得割の額48,600円未満(母子等)	11,100	10,900	11,100	10,900	C 市民税所得割の額48,600円未満(その他)	14,000	13,700	14,000	13,700
C2 同 48,600円未満(その他)	12,400	12,300	同 48,600円未満(その他)	10,400	10,200	同 48,600円未満(その他)	8,800	8,700	同 48,600円未満(その他)	9,000	8,800	同 48,600円未満(その他)	12,500	12,200	同 48,600円未満(その他)	14,000	13,800	14,000	13,800										
D1 同 64,700円未満	18,300	18,100	D1 同 66,600円未満	18,200	17,900	C2 同 64,800円未満	14,800	14,600	C2 同 67,500円未満	13,500	13,200				4-1 同 50,900円未満	17,600	17,300	17,600	17,300	D1 同 69,500円未満	15,800	15,500	15,800	15,500	D1 同 64,700円未満	18,000	17,600	18,000	17,600
D2 同 80,800円未満	19,600	19,400										D2 同 72,800円未満	19,000	18,600	4-2 同 54,700円未満	21,600	21,300	21,600	21,300	D2 同 81,600円未満	19,500	19,100	19,500	19,100	D2 同 80,800円未満	22,000	21,600	21,000	20,600
D3 同 97,000円未満	21,000	20,700	D2 同 97,000円未満	21,600	21,200	C3 同 97,000円未満	21,600	21,300	C3 同 97,000円未満	22,000	21,600	D3 同 97,000円未満	23,000	22,600	4-3 同 97,000円未満	27,000	26,600	27,000	26,600	D3 同 97,000円未満	25,900	25,400	25,900	25,400	D3 同 97,000円未満	27,000	26,500	25,000	24,500
D4 同 133,000円未満	31,600	31,200				C4 同 121,000円未満	30,800	30,400	C4 同 125,500円未満	28,000	27,500	D4 同 133,000円未満	29,800	29,200	5-1 同 108,400円未満	33,000	32,500	31,540	31,100	D4 同 135,500円未満	34,100	33,500	30,700	30,100	D4 同 120,000円未満	31,000	30,400	26,500	26,000
																								D5 同 143,000円未満	32,000	31,400	27,500	27,000	
D5 同 169,000円未満	33,400	33,000	D3 同 169,000円未満	29,800	29,300	C5 同 169,000円未満	33,800	33,300	C5 同 169,000円未満	30,000	29,400	D5 同 169,000円未満	33,200	32,600	5-2 同 169,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D5 同 169,000円未満	37,900	37,200	31,400	30,800	D6 同 169,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
D6 同 235,000円未満	42,000	41,400				C6 同 213,000円未満	35,400	34,900				D6 同 213,000円未満	35,500	34,800	6-1 同 190,300円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D6 同 231,900円未満	39,900	39,200	33,400	32,800	D7 同 240,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
									C6 同 251,000円未満	32,500	31,900	D7 同 257,000円未満	35,500	34,800															
D7 同 301,000円未満	42,000	41,400	D4 同 301,000円未満	31,600	30,300	C7 同 301,000円未満	37,300	36,700	C7 同 301,000円未満	34,000	33,400	D8 同 301,000円未満	35,500	34,800	6-2 同 301,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D7 同 301,000円未満	41,900	41,100	35,400	34,700	D8 同 301,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
												D9 同 349,000円未満	37,500	36,800	7-1 同 339,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D8 同 368,000円未満	43,900	43,100	37,400	36,700	D9 同 349,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
D8 同 397,000円未満	42,000	41,400	D5 同 397,000円未満	32,800	30,300	C8 同 397,000円未満	38,100	37,500	C8 同 397,000円未満	37,000	36,300	D10 同 397,000円未満	37,500	36,800	7-2 同 397,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D9 同 397,000円未満	43,900	43,100	37,400	36,700	D10 同 397,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
D9 同 397,000円以上	42,000	41,400	D6 同 397,000円以上	32,800	30,300	C9 同 397,000円以上	41,000	40,400	C9 同 397,000円以上	41,000	40,300	D11 同 397,000円以上	40,000	39,300	8 同 397,000円以上	42,300	41,600	34,800	34,200	D10 同 397,000円以上	43,900	43,100	37,400	36,700	D11 同 397,000円以上	33,000	32,400	28,000	27,500

Ⅱ 3号認定子どもの保育料

尼崎市				神戸市				西宮市				芦屋市				宝塚市				伊丹市				川西市				三田市			
階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間					
A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0	1 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0						
B1 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0		B* 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0		B1 市民税非課税世帯 (母子・父子等)	0	0		B* 市民税所得割非課 税世帯(母子等)	0	0	B0 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0	2-1 市民税非課税世帯 (児扶手・障害等)	0	0		B 市民税非課税世帯				B 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0			
B2 市民税非課税世帯 (その他)	5,300	5,300		B 市民税非課税世帯 (その他)	5,600	5,600		B2 市民税非課税世帯 (その他)	4,500	4,500		B 同(その他)	5,500	5,400	B1 市民税非課税世帯 (その他)	7,000	6,800	2-2 同(その他)	6,000	6,000		B 市民税非課税世帯	6,900	6,700		C 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	6,500	6,300			
																		3-1 市民税均等割のみ	13,000	12,900					C1 所得割非課税世帯 (均等割のみ母子 等)	7,000	6,850				
C1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	5,300	5,300		C 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	6,100	6,100		C1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	5,200	5,100		C1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	4,750	4,650	D1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	7,300	7,100	3-2 同(その他)	8,100	8,000		C 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	6,700	6,700		C2 市民税所得割の額 48,600円未満(母 子等)	8,000	7,850			
C2 同 48,600円未満 (その他)	13,200	13,100		同 48,600円未満 (その他)	12,300	12,100		同 48,600円未満 (その他)	10,400	10,300		同 48,600円未満 (その他)	9,500	9,300	同 48,600円未満 (その他)	14,500	14,200	同 48,600円未満 (その他)	16,200	16,000		同 48,600円未満 (その他)	14,700	14,400		D1 同 69,500円未満	17,000	16,700			
D1 同 64,700円未満	21,000	20,800		D1 同 66,600円未満	20,300	20,000		C2 同 64,800円未満	16,500	16,300		C2 同 67,500円未満	15,000	14,700				4-1 同 50,900円未満	21,800	21,500		D1 同 69,500円未満	17,600	17,300		D1 同 64,700円未満	21,000	20,600			
D2 同 80,800円未満	22,300	22,100													D2 同 72,800円未満	21,000	20,600	4-2 同 54,700円未満	25,500	25,200		D2 同 81,600円未満	21,700	21,300		D2 同 80,800円未満	25,000	24,500			
D3 同 97,000円未満	23,700	23,400		D2 同 97,000円未満	24,000	23,600		C3 同 97,000円未満	24,000	23,700		C3 同 97,000円未満	25,500	25,000	D3 同 97,000円未満	25,500	25,000	4-3 同 97,000円未満	30,000	29,600		D3 同 97,000円未満	29,000	28,500		D3 同 97,000円未満	30,000	29,400			
D4 同 133,000円未満	34,300	33,900						C4 同 121,000円未満	35,600	35,100		C4 同 125,500円未満	35,500	34,800	D4 同 133,000円未満	33,300	32,700	5-1 同 108,400円未満	37,000	36,500		D4 同 135,500円未満	36,200	35,500		D4 同 120,000円未満	35,000	34,400			
																									D5 同 143,000円未満	40,000	39,300				
D5 同 169,000円未満	36,100	35,700		D3 同 169,000円未満	35,600	35,000		C5 同 169,000円未満	39,100	38,600		C5 同 169,000円未満	43,500	42,700	D5 同 169,000円未満	40,600	39,900	5-2 同 169,000円未満	44,500	43,900		D5 同 169,000円未満	44,500	43,700		D6 同 169,000円未満	44,500	43,700			
D6 同 235,000円未満	52,200	51,500						C6 同 213,000円未満	51,700	50,900					D6 同 213,000円未満	50,200	49,300	6-1 同 190,300円未満	53,000	52,200		D6 同 231,900円未満	55,300	54,400		D7 同 240,000円未満	53,000	52,000			
												C6 同 251,000円未満	54,500	53,500	D7 同 257,000円未満	56,000	55,000														
D7 同 301,000円未満	54,900	54,100		D4 同 301,000円未満	49,700	48,900		C7 同 301,000円未満	56,200	55,400		C7 同 301,000円未満	60,000	58,900	D8 同 301,000円未満	60,400	59,300	6-2 同 301,000円未満	61,000	60,100		D7 同 301,000円未満	61,000	59,900		D8 同 301,000円未満	57,000	56,000			
															D9 同 349,000円未満	73,000	71,700	7-1 同 339,000円未満	72,000	70,900		D8 同 368,000円未満	73,100	71,800		D9 同 349,000円未満	64,000	62,900			
D8 同 397,000円未満	72,000	71,000		D5 同 397,000円未満	66,000	64,900		C8 同 397,000円未満	69,800	68,800		C8 同 397,000円未満	71,000	69,700	D10 同 397,000円未満	80,000	78,600	7-2 同 397,000円未満	80,000	78,800		D9 同 397,000円未満	80,000	78,600		D10 同 397,000円未満	72,000	70,700			
D9 同 397,000円以上	93,600	92,200		D6 同 397,000円以上	66,000	64,900		C9 同 397,000円以上	84,400	83,100		C9 同 397,000円以上	89,000	87,400	D11 同 397,000円以上	92,000	90,400	8 同 397,000円以上	90,000	88,600		D10 同 397,000円以上	90,000	88,400		D11 同 397,000円以上	88,400	86,800			

現行と無償化後の保育料総額の差額について

資料7

小学校入学までの間、保育施設に預けた場合の現行と無償化後の保育料の差額について
(どのケースについても4月入所開始の場合)

(ケース1) B2階層(市民税非課税世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	331,200円
無償化後	0円
差額	331,200円
入所期間	72か月
月平均(現行)	4,600円
(無償化後)	0円

・1歳から入所した場合

現行	267,600円
無償化後	0円
差額	267,600円
入所期間	60か月
月平均(現行)	4,460円
(無償化後)	0円

・3歳から入所した場合

現行	140,400円
無償化後	0円
差額	140,400円
入所期間	36か月
月平均(現行)	3,900円
(無償化後)	0円

(ケース2) C2階層(市民税所得割課税額48,600円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	921,600円
無償化後	475,200円
差額	446,400円
入所期間	72か月
月平均(現行)	12,800円
(無償化後)	6,600円

・1歳から入所した場合

現行	763,200円
無償化後	316,800円
差額	446,400円
入所期間	60か月
月平均(現行)	12,720円
(無償化後)	5,280円

・3歳から入所した場合

現行	446,400円
無償化後	0円
差額	446,400円
入所期間	36か月
月平均(現行)	12,400円
(無償化後)	0円

(ケース3) D4階層(市民税所得割課税額133,000円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	2,372,400円
無償化後	1,234,800円
差額	1,137,600円
入所期間	72か月
月平均(現行)	32,950円
(無償化後)	17,150円

・1歳から入所した場合

現行	1,960,800円
無償化後	823,200円
差額	1,137,600円
入所期間	60か月
月平均(現行)	32,680円
(無償化後)	13,720円

・3歳から入所した場合

現行	1,137,600円
無償化後	0円
差額	1,137,600円
入所期間	36か月
月平均(現行)	31,600円
(無償化後)	0円

(ケース4) D7階層(市民税所得割課税額301,000円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	3,488,400円
無償化後	1,976,400円
差額	1,512,000円
入所期間	72か月
月平均(現行)	48,450円
(無償化後)	27,450円

・1歳から入所した場合

現行	2,829,600円
無償化後	1,317,600円
差額	1,512,000円
入所期間	60か月
月平均(現行)	47,160円
(無償化後)	21,960円

・3歳から入所した場合

現行	1,512,000円
無償化後	0円
差額	1,512,000円
入所期間	36か月
月平均(現行)	42,000円
(無償化後)	0円

(ケース5) D9階層(市民税所得割課税額397,000円以上世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	4,881,600円
無償化後	3,369,600円
差額	1,512,000円
入所期間	72か月
月平均(現行)	67,800円
(無償化後)	46,800円

・1歳から入所した場合

現行	3,758,400円
無償化後	2,246,400円
差額	1,512,000円
入所期間	60か月
月平均(現行)	62,640円
(無償化後)	37,440円

・3歳から入所した場合

現行	1,512,000円
無償化後	0円
差額	1,512,000円
入所期間	36か月
月平均(現行)	42,000円
(無償化後)	0円

尼崎市の財政状況(平成 29 年度決算)

(1) 財源対策

前年度と比べ収支は改善したものの、4 億円の財源対策が必要となりました。

平成 29 年度当初予算では基金の繰り出しにより 27.5 億円の財源対策を行っていましたが、歳入では市税が約 9 億円の増となったこと、歳出の一般財源ベースでは執行差金等により物件費全体で 11 億円の減となったことなどにより財源対策は 23.5 億円減少したものの 4 億円の財源対策が必要となりました。

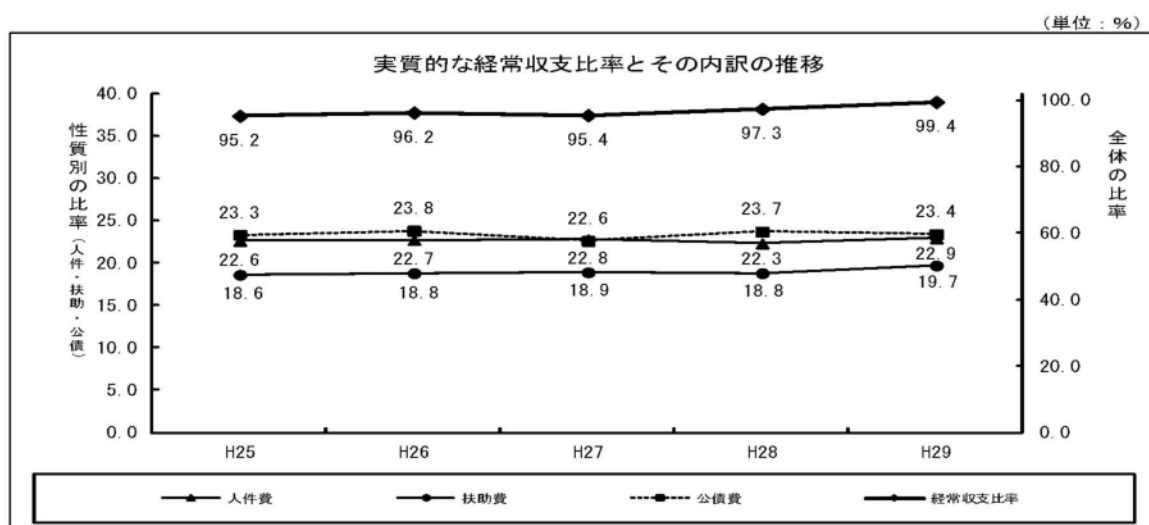
(2) 財政構造

経常収支比率は 99.4%と硬直化した財政構造が続いています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 99.4%となっており、前年度と比べると 2.1 ポイント悪化しています。これは歳入で地方交付税等の経常一般財源が減少したことや歳出で社会保障関係経費等の増に伴い扶助費に係る経常的な一般財源が増となったことなどによるものです。

内訳は、次のとおりである。

- ・ 人件費は、22.9%で、前年度に比べ 0.6 ポイント増
- ・ 扶助費は、19.7%で、前年度に比べ 0.9 ポイント増
- ・ 公債費は、23.4%で、前年度に比べ 0.3 ポイント減



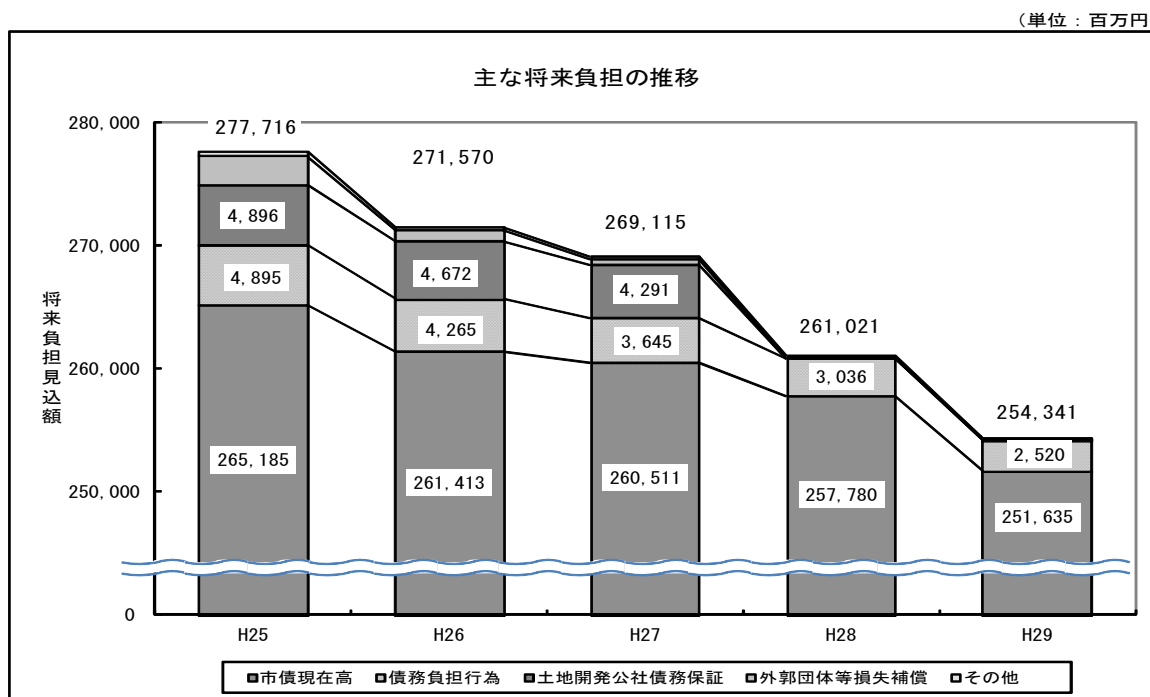
(単位: %)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減
経常収支比率	95.2	96.2	95.4	97.3	99.4	2.1
人件費	22.6	22.7	22.8	22.3	22.9	0.6
扶助費	18.6	18.8	18.9	18.8	19.7	0.9
公債費	23.3	23.8	22.6	23.7	23.4	△ 0.3
物件費	12.0	12.1	12.1	12.4	12.6	0.2
その他	18.7	18.8	19.0	20.1	20.8	0.7

※経常収支比率 市税などの経常的な一般財源に対し、人件費などの経常的な経費に充当された一般財源の占める比率。

(3) 負債

将来負担額は、近年着実に減少傾向にあるものの平成 29 年度決算ベースでは 2,543 億円と依然として高い数値が続いています。



(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減
市債現在高	265,185	261,413	260,511	257,780	251,635	△ 6,145
一般会計	245,231	245,933	248,669	248,943	245,621	△ 3,322
(うち臨時財政対策債)	66,206	73,923	79,287	83,341	86,401	3,060
(うち教育債)	35,596	40,649	48,361	49,988	50,508	520
特別会計	19,954	15,480	11,841	8,837	6,014	△ 2,823
その他の将来負担	12,531	10,157	8,604	3,241	2,706	△ 535
債務負担行為	4,895	4,265	3,645	3,036	2,520	△ 517
土地開発公社債務保証	4,896	4,672	4,291	48	48	1
外郭団体等損失補償	2,316	991	522	52	42	△ 10
その他	424	229	146	105	96	△ 9
合計	277,716	271,570	269,115	261,021	254,341	△ 6,680

注 1 債務負担行為は、南部地域公園整備事業、J R 尼崎駅北地区駐車場整備事業、特別養護老人ホーム等整備事業、あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業

注 2 外郭団体等損失補償は、尼崎市総合文化センター(～H26)、尼崎健康医療事業財団(～H28)、阪神福祉事業団

注 3 その他は、丹波少年自然の家、阪神水道企業団

これまでの本市の保育料の体系 の見直しの経緯と課題について



①平成15年度尼崎市の子育て支援に係る受益と負担のあり方について

- 応能負担から応益負担へ
- 保育料階層については、19階層を11階層へ
- 各階層の保育料は公平性の観点からすべての階層について、国基準から一定率を減じた額を基準とする。また所得が低い層にも配慮するため下位の階層へ向かうに従い、階層ごとに一定率を逡減していく。

【国基準に9割を乗じたものを基本とした逡減率】

B2階層	0.65
C1階層	C2階層から1,000円減額
C2階層	0.75
D1階層	0.85
D2階層	0.90
D3階層	0.95

- あるべき姿に向けて年次ごとに改定する。
(平成19年度が最終年度)



②平成20年度保育所保育料体系の評価について

- 保育制度の根幹及び国の保育料に対する考え方に変更がないことから、現行のまま維持することが望ましい。
- D4階層は他の階層に比べて特に保育料を含む子育て経費の負担が大きいいため、応能負担へ変更する必要がある。
- D4階層の位置づけの変更によりD3階層以下の逓減率についても一定の検証を行い、D1～D3階層を見直す。

【国基準に9割を乗じたものを基本とした逓減率(見直し後)】

B2階層	0.65
C1階層	C2階層から1,000円減額
C2階層	0.75
D1階層	【新】0.775
D2階層	【新】0.825
D3階層	【新】0.875
D4階層	【新】0.9

- 平成21年度の保育料から適用、一方で保育料算定方法も見直し(激変緩和策実施)



③平成26年度子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担について

- 利用者負担国基準に変更がないため、現行の階層区分及び各階層の保育料の維持を基本とする。
- ほとんどの自治体は国基準より独自で階層区分を細分化し、低い保育料を設定している。
- 阪神間のほとんどの自治体が尼崎市のD4とD5階層区分において細分化を実施している。
- D4とD5階層の各階層区分における市民税所得割課税額の幅が広すぎるため、両階層の細分化が必要。

【国基準に9割を乗じたものを基本とした逡減率（見直し後）】

B2階層	0.65
C1階層	C2階層から1,000円減額
C2階層	0.75
D1階層	0.775
D2階層	0.825
D3階層	0.875
D4階層	【新D4】 0.855
	【新D5】 0.90
D5階層	【新D6】 0.95
	【新D7】 1.00



今回の見直しのあり方と課題

- 国は3歳以上児(2号認定)の保育料を無償化する予定であり、本市も国制度に合わせる。
- 3歳未満児(3号認定)の利用者負担国基準の動向は不明であるが、現状では変更は無いので現行の階層区分及び各階層の保育料の維持を基本とするべきものとする。
- 幼児教育・保育の無償化により、就学前児童の利用者負担は軽減される。
- 幼児教育・保育の無償化に係る財政負担は現状では不透明であり、市の負担は増える可能性もある。
- 他都市との比較において阪神間ではそれほど大きな差はないが、本市の3号認定の利用者負担額については、階層間で金額の差が大きい所があること、また最も高い階層の保育料が高い。
- 平成27年度からの保育料体系の見直しができたのは、運営費(給付費)の負担割合が新制度施行により減ったことが大きな要因である。保育料を見直し、軽減化を図ることにより本市財政への影響が出るため、本市の財政状況との兼ね合いを図らなければならない。

